

# 医療保険制度改革について（参考資料）

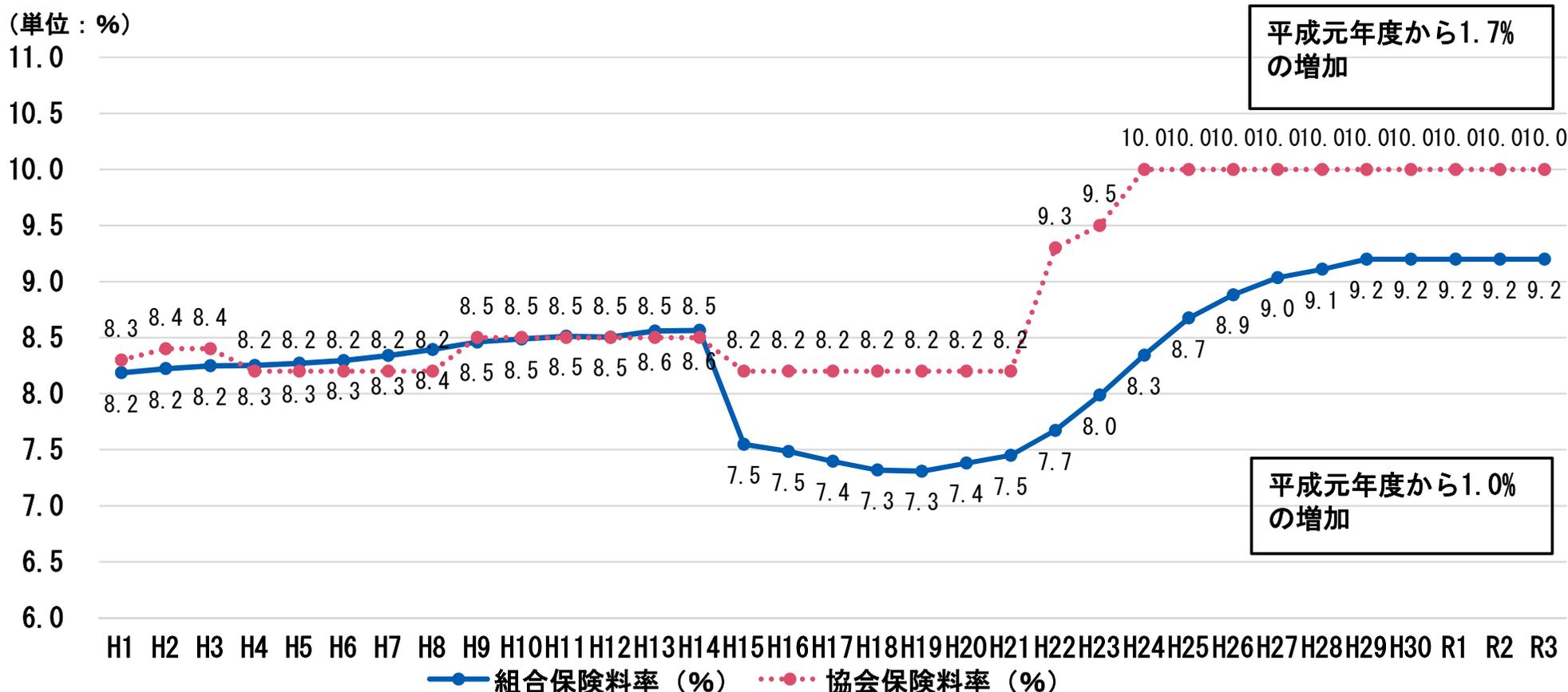
（被用者保険者間の格差是正）

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 健保組合・協会けんぽの保険料率の推移

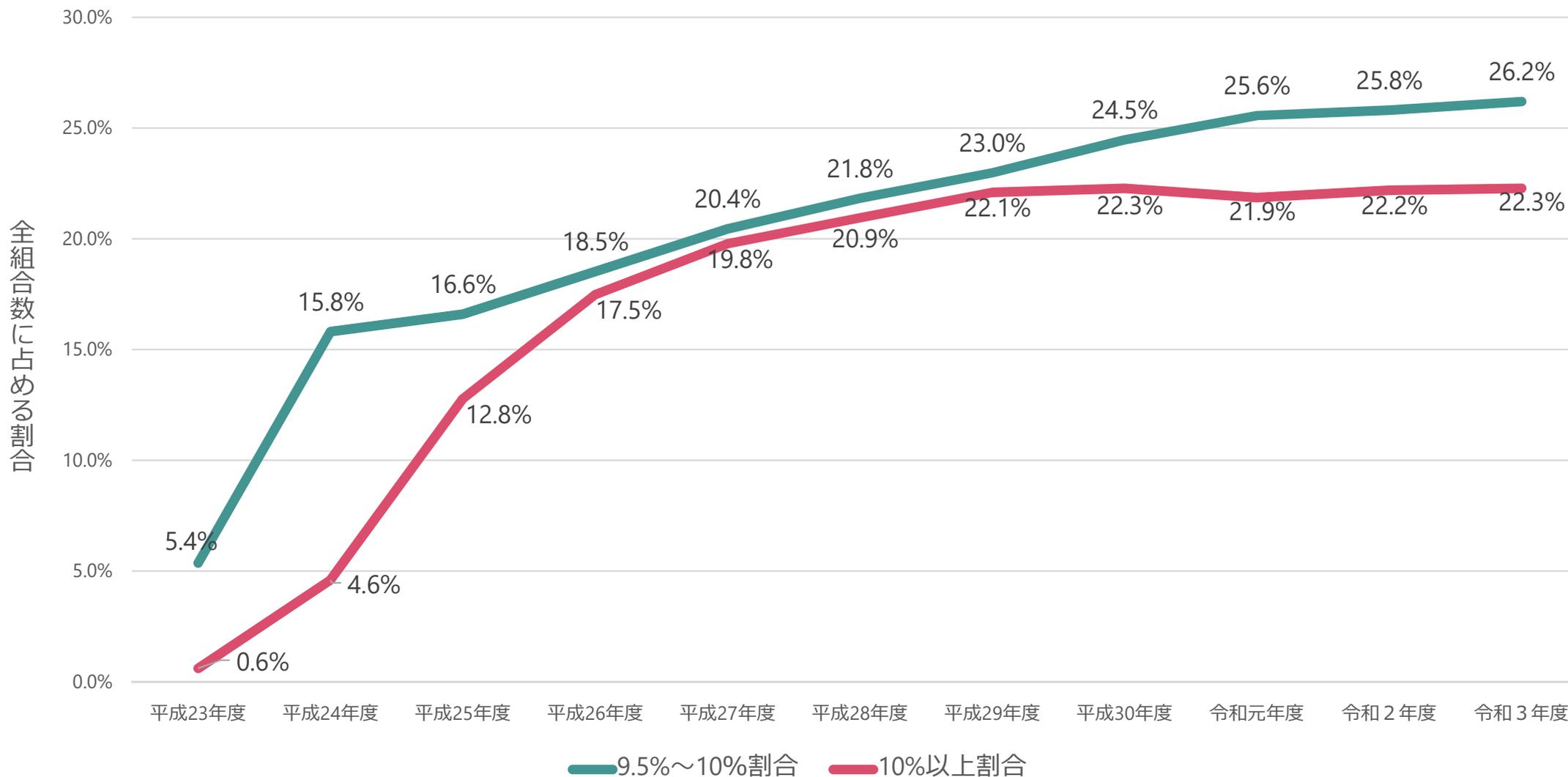
- 健保組合の令和3年度決算見込における平均保険料率は9.2%。平成15年度に1.0パーセント減少し、平成19年度以降は毎年上昇していたが、近年はほぼ横ばいとなっている。
- 協会けんぽの令和3年度における平均保険料率は10.0%。平成21年度まではほぼ横ばいで推移しているものの、平成22年度においては1.1%上昇している。



※健保組合については、平成元年度から令和2年度までは決算、令和3年度は決算見込の数値を使用している  
 ※協会けんぽについては、平成19年度までは政府管掌健康保険の数値を使用している。

# 健康保険組合の保険料水準の傾向

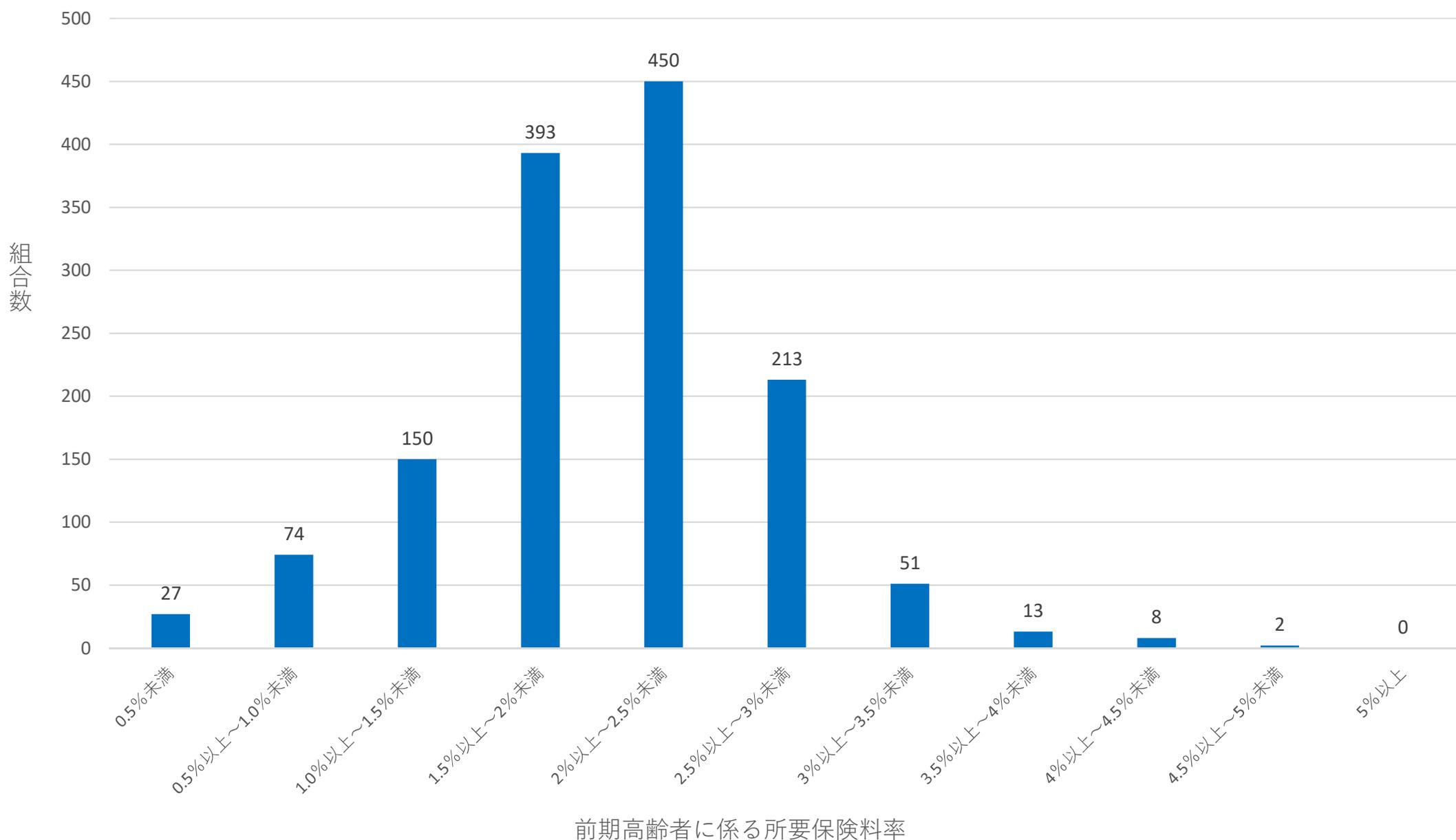
○ 保険料率が10%以上の健保組合は全体の約22%（307組合）を占めており、9.5%以上10%未満の健保組合も全体の約26%（363組合）まで上昇している状況。



※1 令和2年度以前は決算、令和3年度は決算見込の数値を使用。

※2 平成22年度については、協会けんぽの平均保険料率は9.34%、以降令和2年度まで10%。

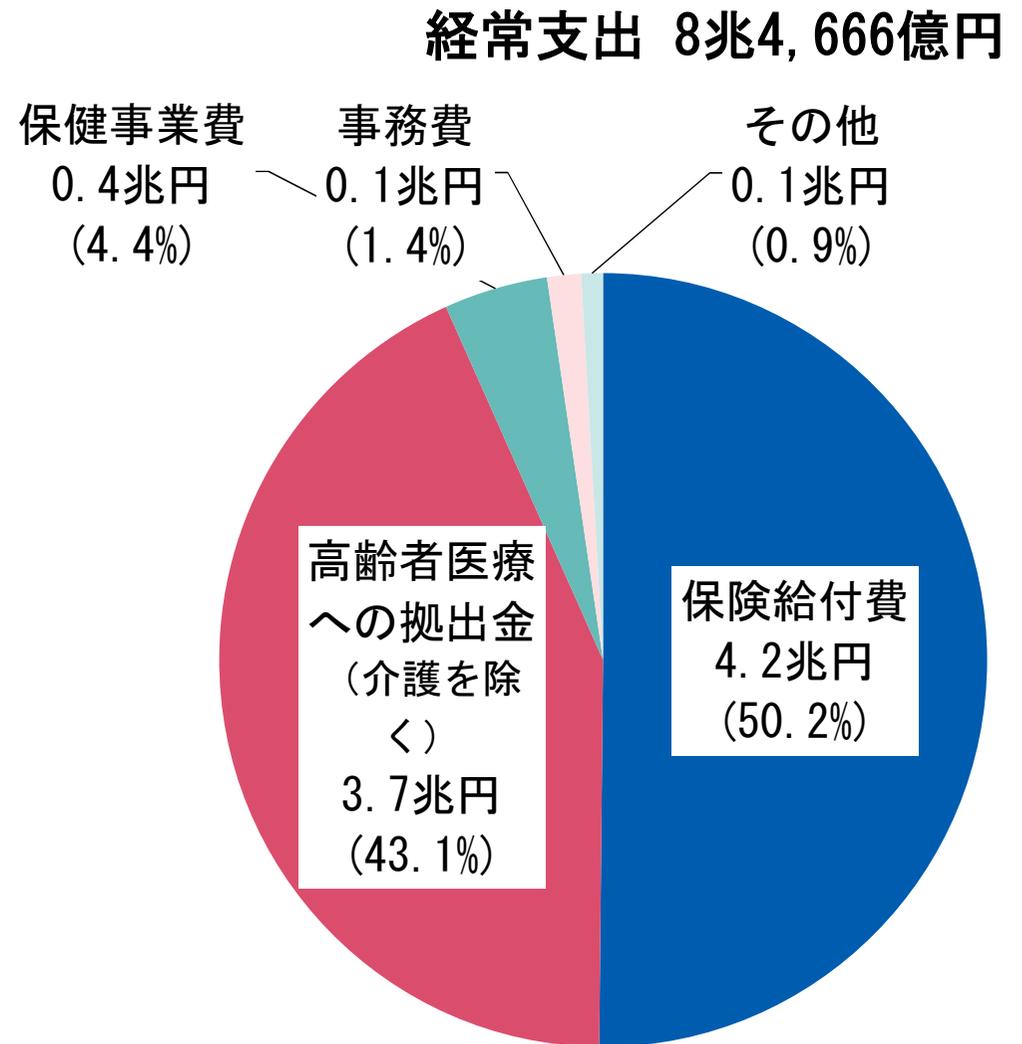
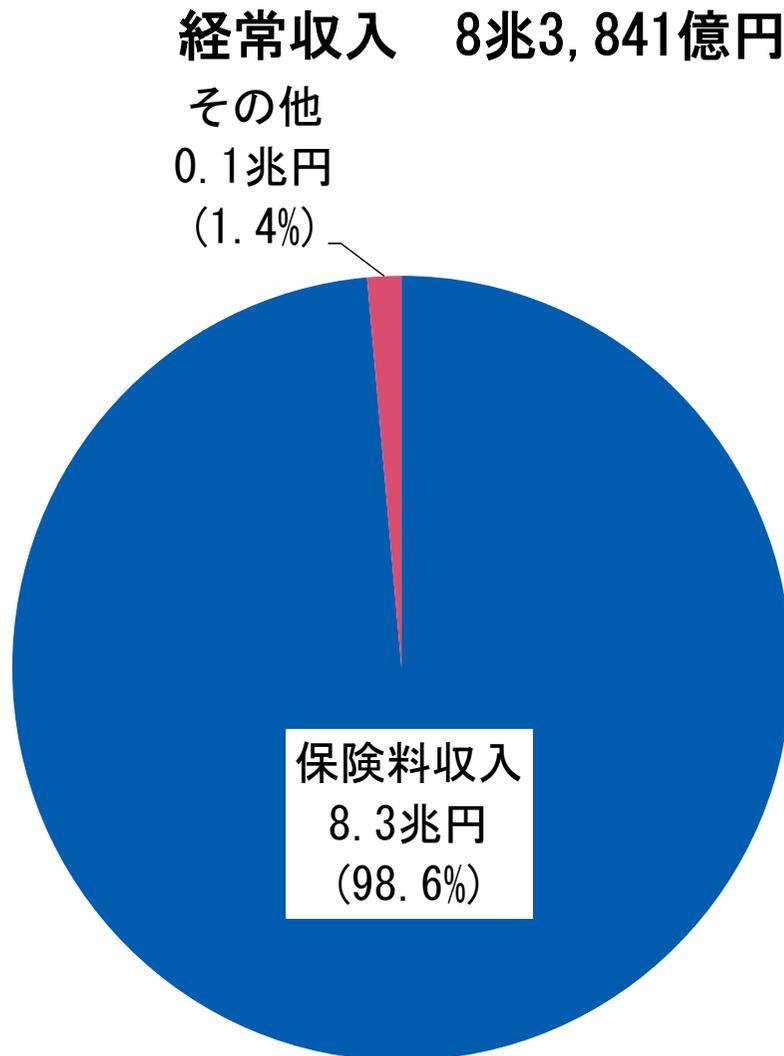
# 健康保険組合の前期高齢者に係る所要保険料率の分布（令和4年度）



※前期高齢者に係る所要保険料率＝(前期高齢者給付費＋前期高齢者に係る後期高齢者支援金＋前期高齢者納付金)/総報酬額

# 健康保険組合の財政構造(令和3年度決算見込)

○ 健保組合の経常収入は約8.4兆円、経常支出は約8.5兆円であり、そのうち約4.2兆円(約5割)が保険給付費に、約3.7兆円(約4割)が高齢者医療への拠出金に充てられている。

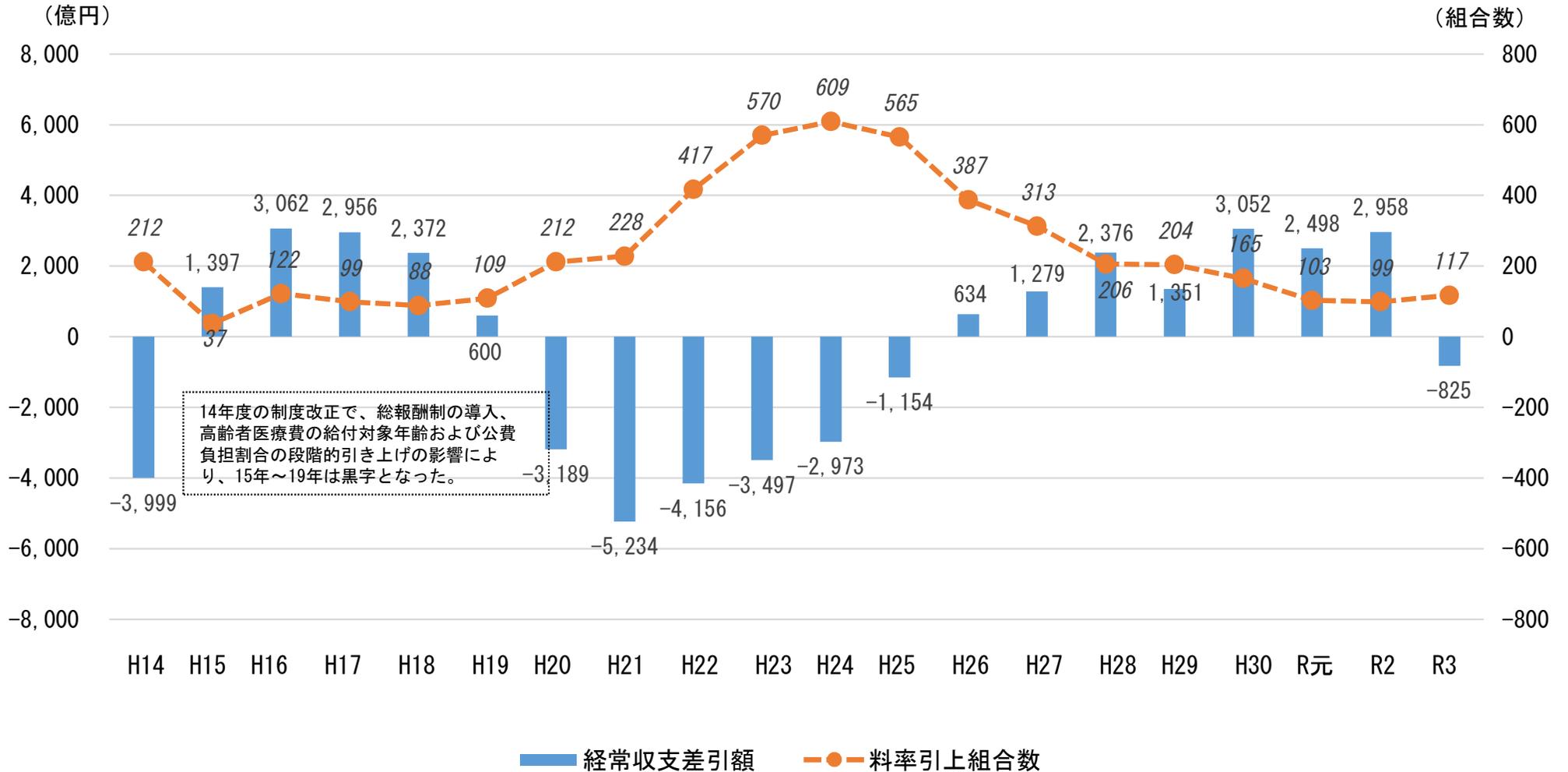


(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 健康保険組合の財政状況

令和3年度決算見込（令和4年10月6日健保連発表）

- ・単年度赤字：平成25年度以来、8年ぶりの経常赤字（▲825億円）
- ・保険料率の引上げ：健保組合全体の約8.4%（117組合）  
→平均保険料率（9.220%→**9.232%**） 対前年度伸び率0.012ポイント
- ・保険料収入に占める拠出金等の割合：44.18%

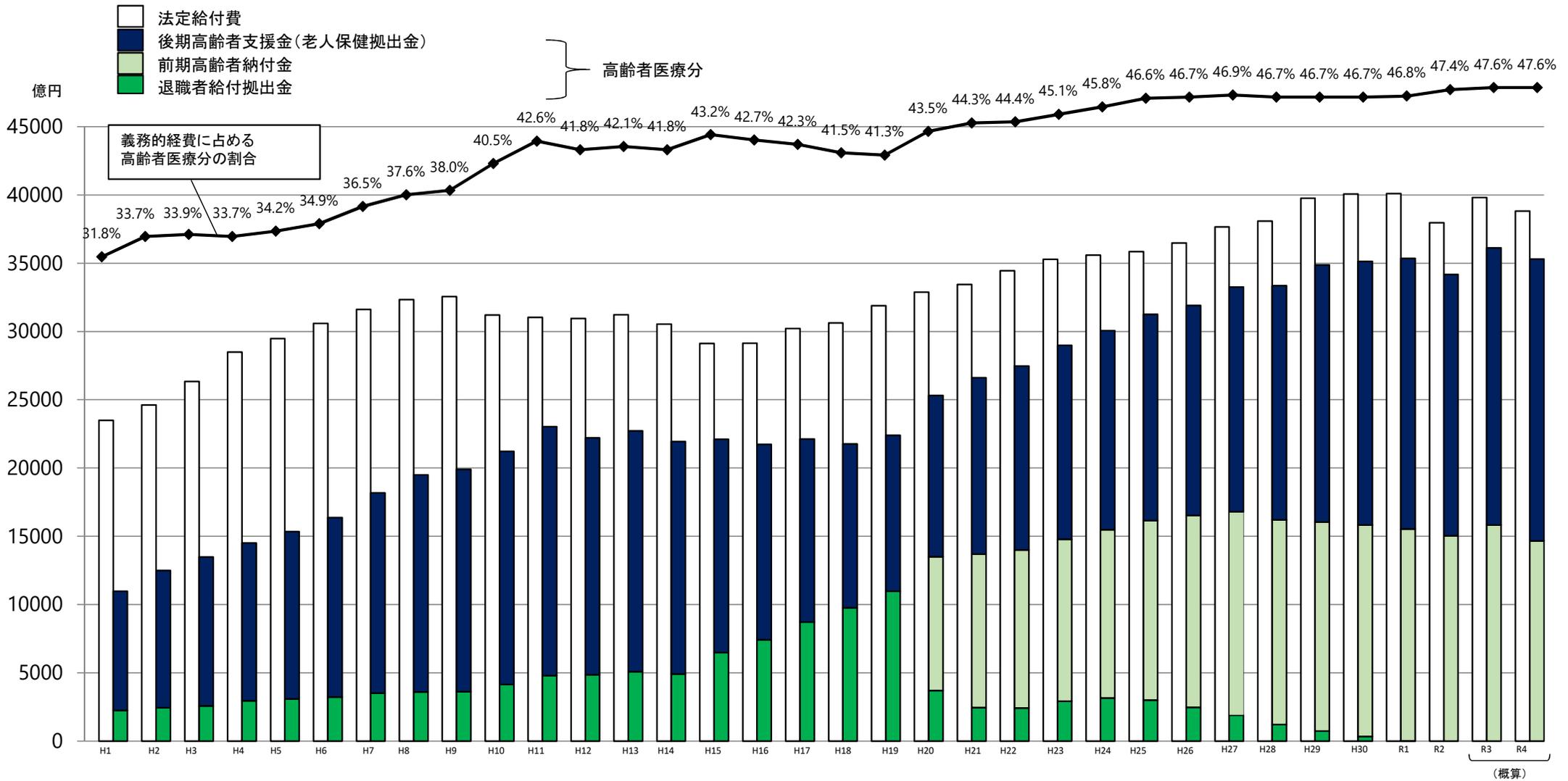


(※1) 平成14～令和2年度までは決算、令和3年度は決算見込の数値である。

(※2) 保険料引き上げ組合数は、平成14～令和2年度までは前年度決算との比較、令和3年度は2年度決算との比較である。

# 高齢者医療への拠出負担の推移(健保組合)

○ 健保組合の義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、47.6%(令和4年度概算賦課ベース)となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金(平成19年度以前は退職者給付拠出金)及び後期高齢者支援金(平成19年度以前は老人保健拠出金)の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、令和2年度までは実績額を、令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、令和2年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

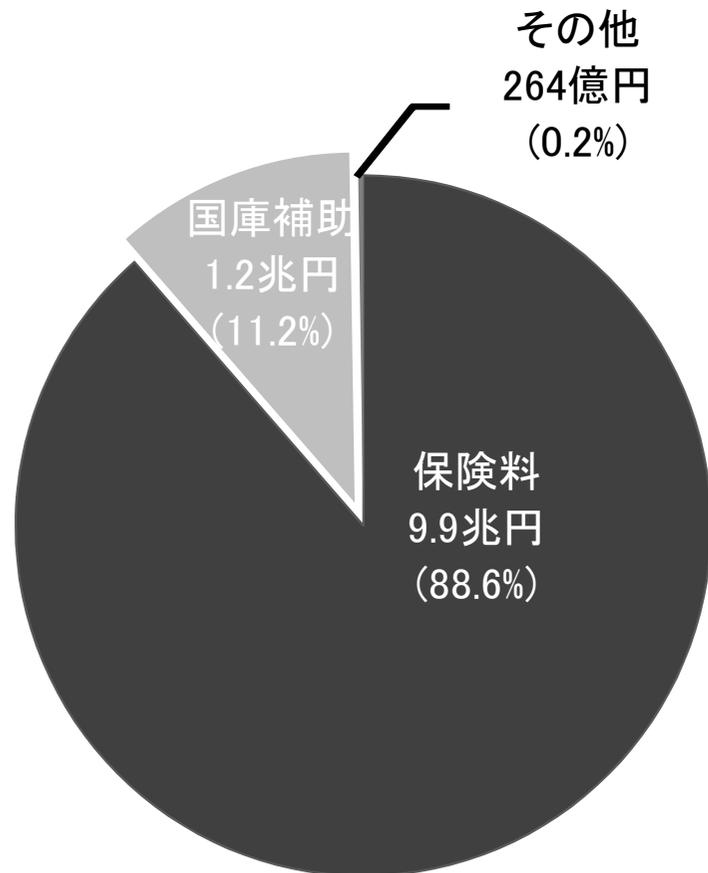
※後期高齢者支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割、平成29年度以降は全面総報酬割としている。

※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

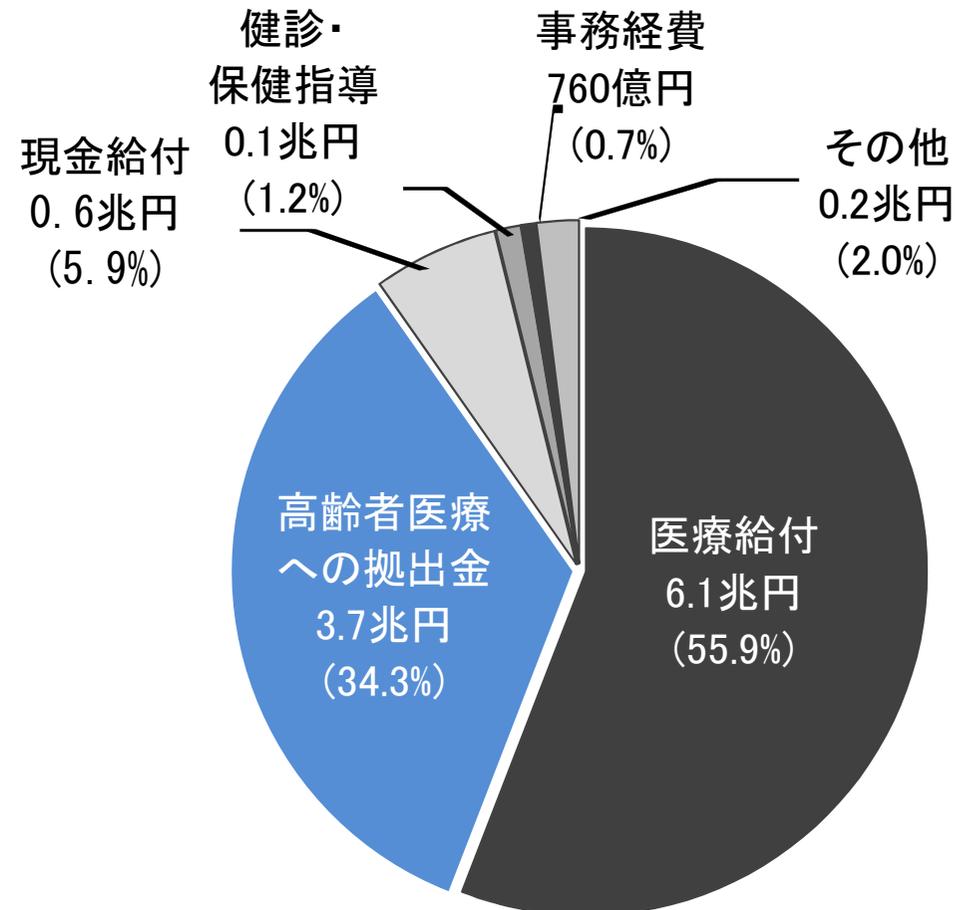
# 協会けんぽの財政構造（令和3年度決算）

○ 協会けんぽ全体の収支は約11兆円だが、その約3.4割、約3.7兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

## 収入 11兆1,280億円

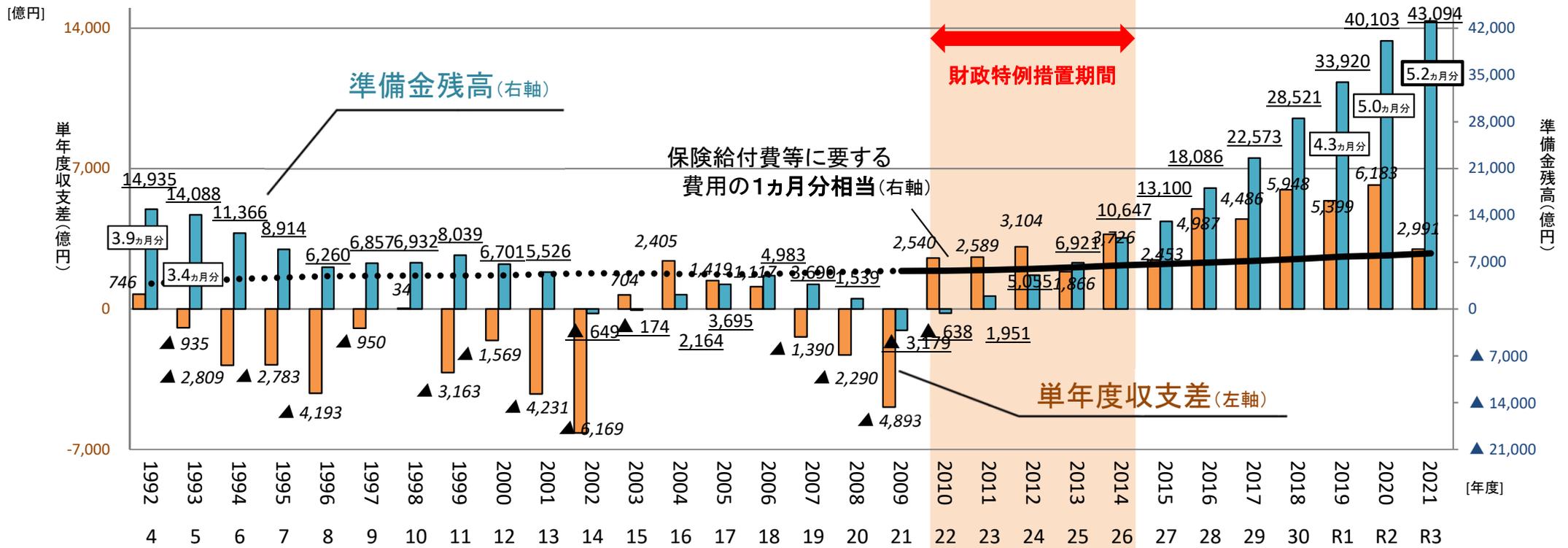


## 支出 10兆8,289億円



(注)端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



(1992年度)  
・国庫補助率  
16.4%→13.0%

(1997年度)  
・患者負担2割

(2000年度)  
・介護保険  
制度導入

(2003年度)  
・患者負担3割、  
総報酬制へ移行

(2008年度)  
・後期高齢者  
医療制度導入

(2015年度)  
・国庫補助率  
16.4%

(1994年度)  
・食事療養費  
制度の創設

(1998年度)  
・診療報酬・薬価等  
のマイナス改定

(2002・2004・2006・2008年度)  
・診療報酬・薬価等の  
マイナス改定

(2010年度)  
・国庫補助率  
13.0%→16.4%

(2016・2018～2021年度)  
・診療報酬・薬価等の  
マイナス改定

(2002年10月～)  
・老人保健制度の  
対象年齢引き上げ

保険料率

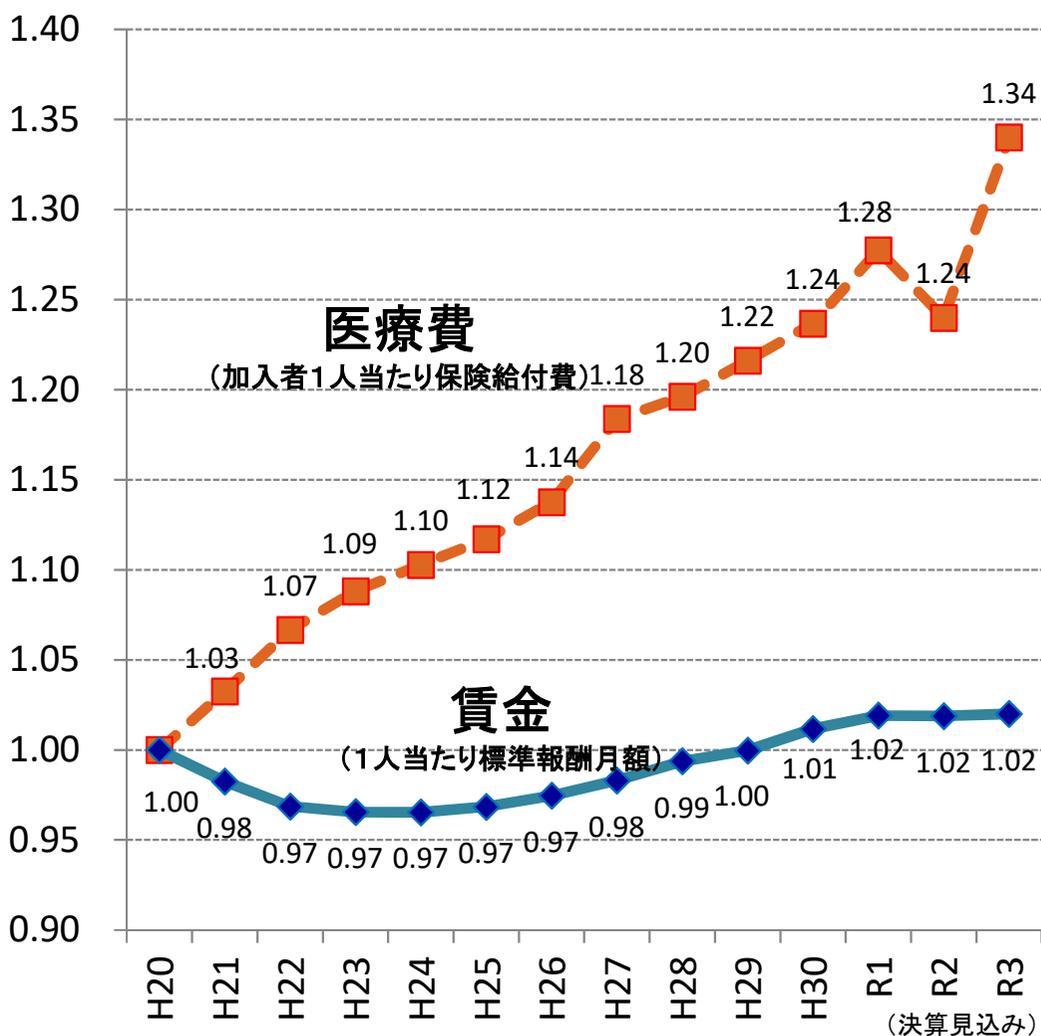


- (注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。  
 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が当分の間16.4%と規定され、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

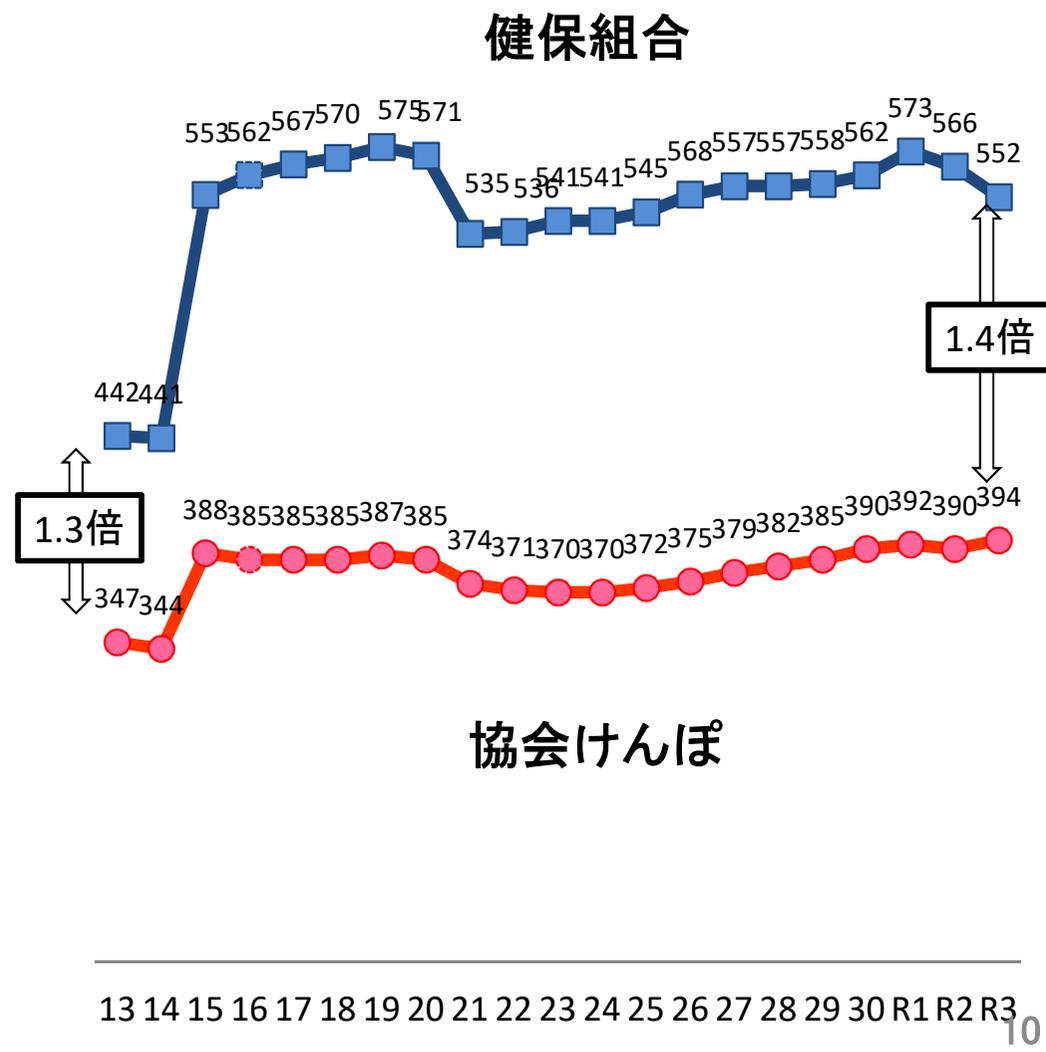
# 協会の財政構造と財政力格差について

- 協会けんぽの財政は、医療費が賃金の伸び率を上回って伸びている。
- 協会の報酬水準は低く、他の健保組合と比べて1.4倍の格差がある。

## 協会の保険財政の傾向

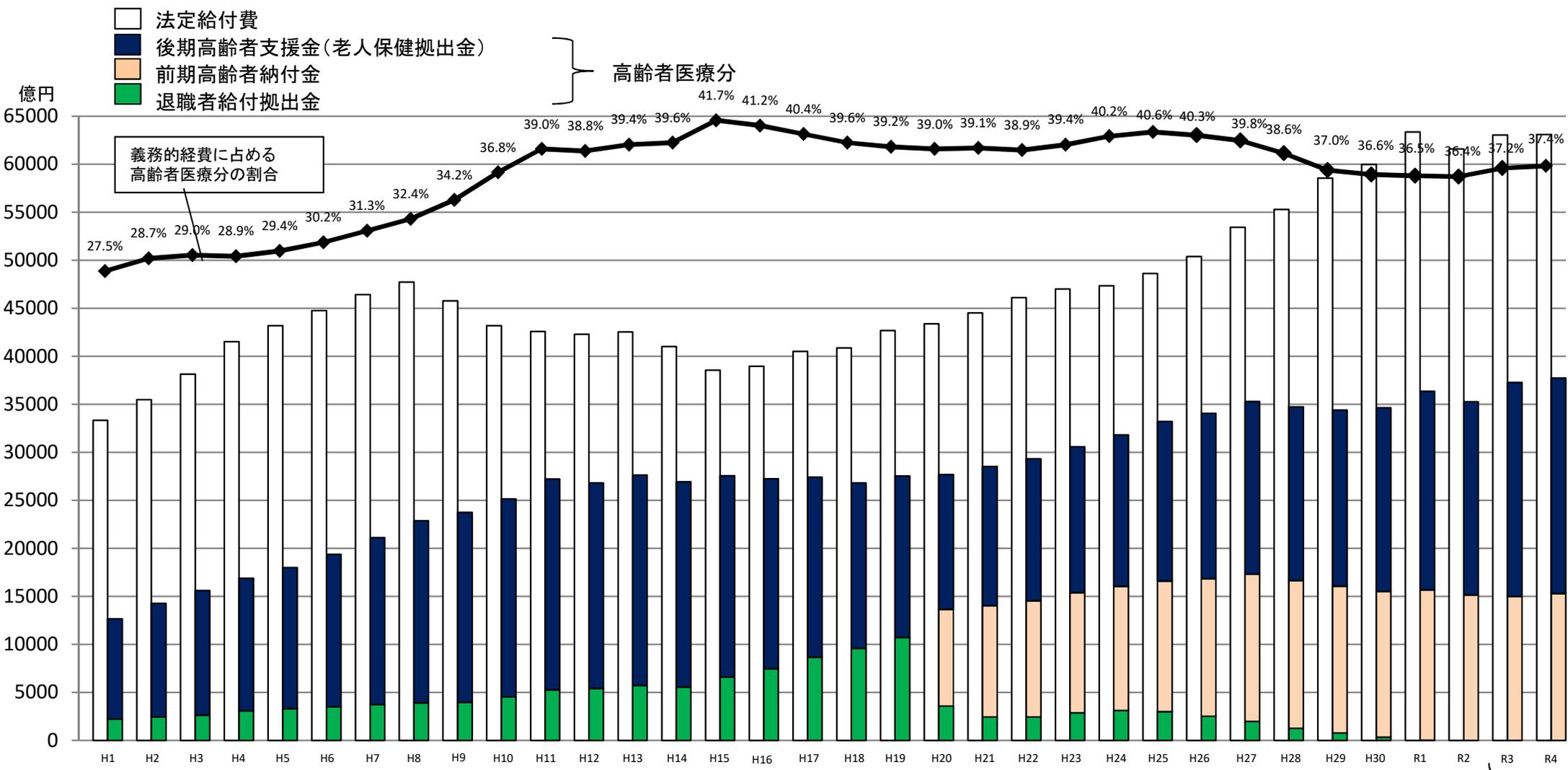


## 協会と健保組合の報酬水準の比較



# 高齢者医療への拠出負担の推移(協会けんぽ)

○ 協会けんぽの義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、37.4%（令和4年度概算賦課ベース）となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金（平成19年度以前は退職者給付拠出金）及び後期高齢者支援金（平成19年度以前は老人保健拠出金）の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、令和2年度までは実績額を、令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、令和2年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

※後期支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割、平成29年度以降は全面総報酬割としている。

※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

(概算)

# 被用者保険者に関わる調整の枠組み（現行）

## 拠出金負担に係る調整の仕組み

- 後期高齢者支援金における総報酬割（高齢者医療確保法第120条等）  
⇒後期高齢者支援金について、被用者保険者間では各保険者の総報酬額に応じて按分
- 前期高齢者に係る財政調整（高齢者医療確保法第38条等）  
⇒前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、各保険者が前期高齢者加入率に応じた納付金を負担
- 拠出金負担に対する負担調整・特別負担調整（高齢者医療確保法第38条等）  
⇒拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

## 健保組合間での共助の仕組み

- 健保組合の交付金交付事業（健康保険法附則第2条）  
⇒調整保険料（1.3%）を財源に、保険給付や拠出金の納付に要する費用の財源の財政負担の不均衡を調整

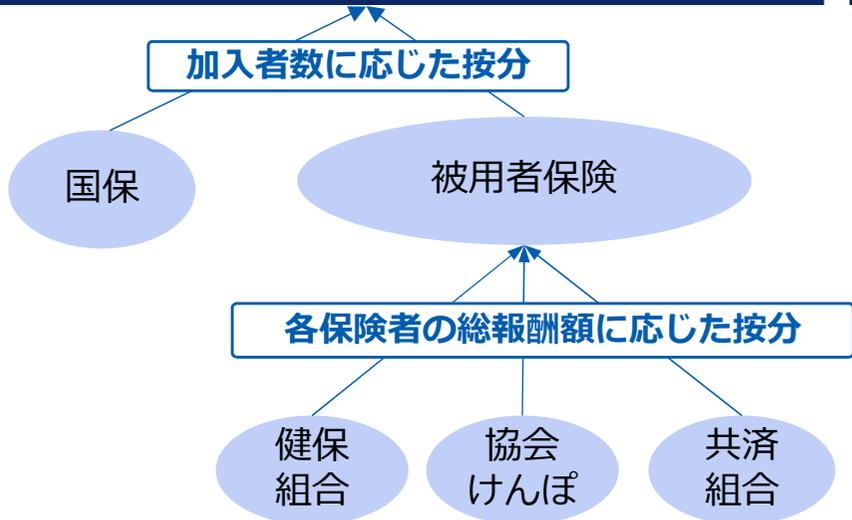
## 補助金による国からの支援

- 高齢者医療運営円滑化等補助金  
⇒前期納付金負担の割合・伸びに着目し、納付金負担が過大となる保険者に対して補助金で支援

# 高齢者医療への拠出金負担の枠組み

- 65歳以上の高齢者医療に関して、被用者保険者が負担する拠出金は2種類存在（後期高齢者支援金、前期高齢者納付金）。
- 後期高齢者支援金については、負担能力に応じた負担とする観点から、平成29年度より全面総報酬割を実施。
- 前期高齢者納付金については、保険者ごとの前期高齢者加入率に応じて負担調整を実施。

後期高齢者支援金  
[給付等に要する費用－後期保険料－公費]



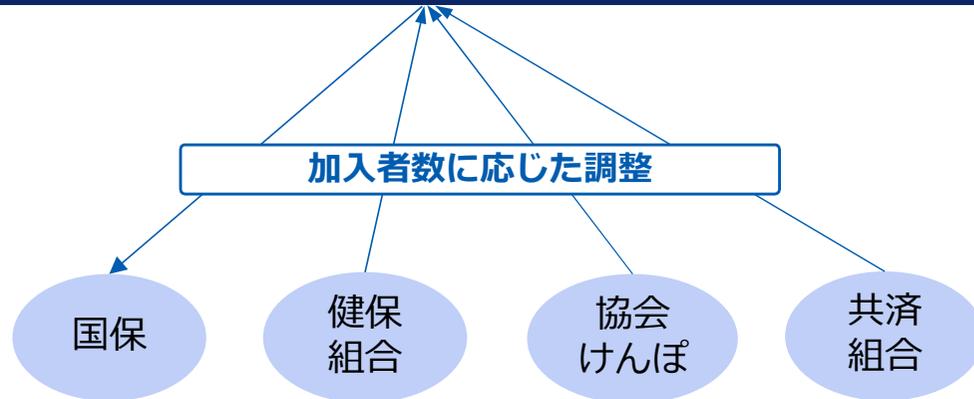
## 後期高齢者支援金

$$\text{【被用者保険】} = \text{被用者保険の負担額} \times \frac{\text{当該保険者の総報酬額}}{\text{全ての保険者の総報酬額}}$$

$$\text{【国保】} = \text{加入者一人当たり単価} \times \text{当該保険者の加入者数}$$

前期高齢者納付金

前期高齢者給付費分      後期高齢者支援金分  
※被用者保険は全面総報酬割後



## 前期高齢者納付金

$$= \left( \begin{array}{l} \text{当該保険者の} \\ \text{前期高齢者給付費} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前期高齢者に係る} \\ \text{後期高齢者支援金} \end{array} \right) \times \frac{\text{前期高齢者加入率の全国平均}}{\text{当該保険者の前期高齢者加入率}}$$

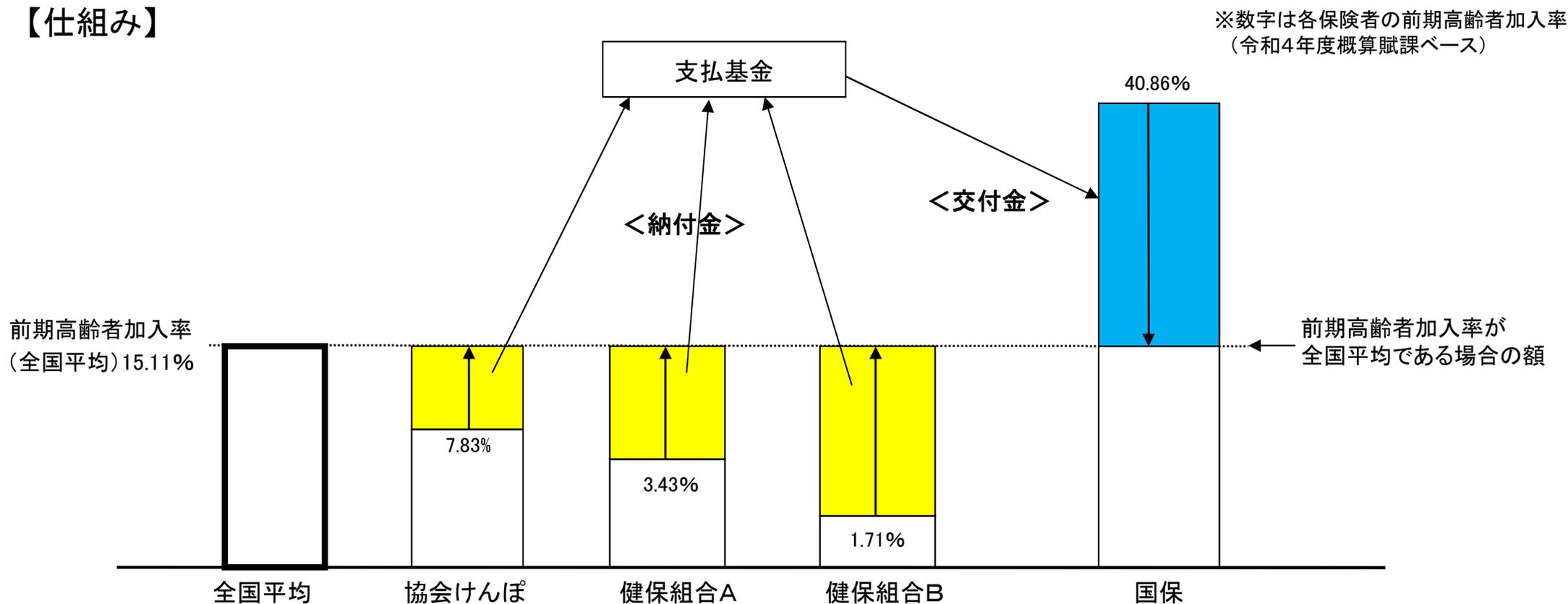
$$- \left( \begin{array}{l} \text{当該保険者の} \\ \text{前期高齢者給付費} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前期高齢者に係る} \\ \text{後期高齢者支援金} \end{array} \right)$$

<加入者調整率>

# 前期高齢者に係る財政調整（給付費及び後期支援金）の仕組み

- 保険者間で高齢者が偏在する（65～74歳の約7割が国民健康保険）ことによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が前期高齢者加入率に応じて費用を負担するよう調整を行う。
- 各保険者の前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定された額を負担する。（前期高齢者加入率が全国平均より低い場合には、全国平均である場合との差を納付。高い場合には、その差分の交付を受ける。）

## 【仕組み】



# 負担調整・特別負担調整の仕組み

- **拠出金負担（後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の合計）が過大（※）**となる保険者については、その負担を軽減するため、高齢者医療確保法（第38条等）において負担調整・特別負担調整という仕組みが設けられている。  
※ **対象の被用者保険者は、当該被用者保険者の義務的支出（その被用者保険者の被保険者・被扶養者の給付費+拠出金）**に対する拠出金の割合で判定。

## 1. 負担調整

※ H20の後期高齢者医療制度創設当初からある仕組み

- 負担調整は、**拠出金負担が過大となる保険者の負担を、全保険者で按分**する仕組み。

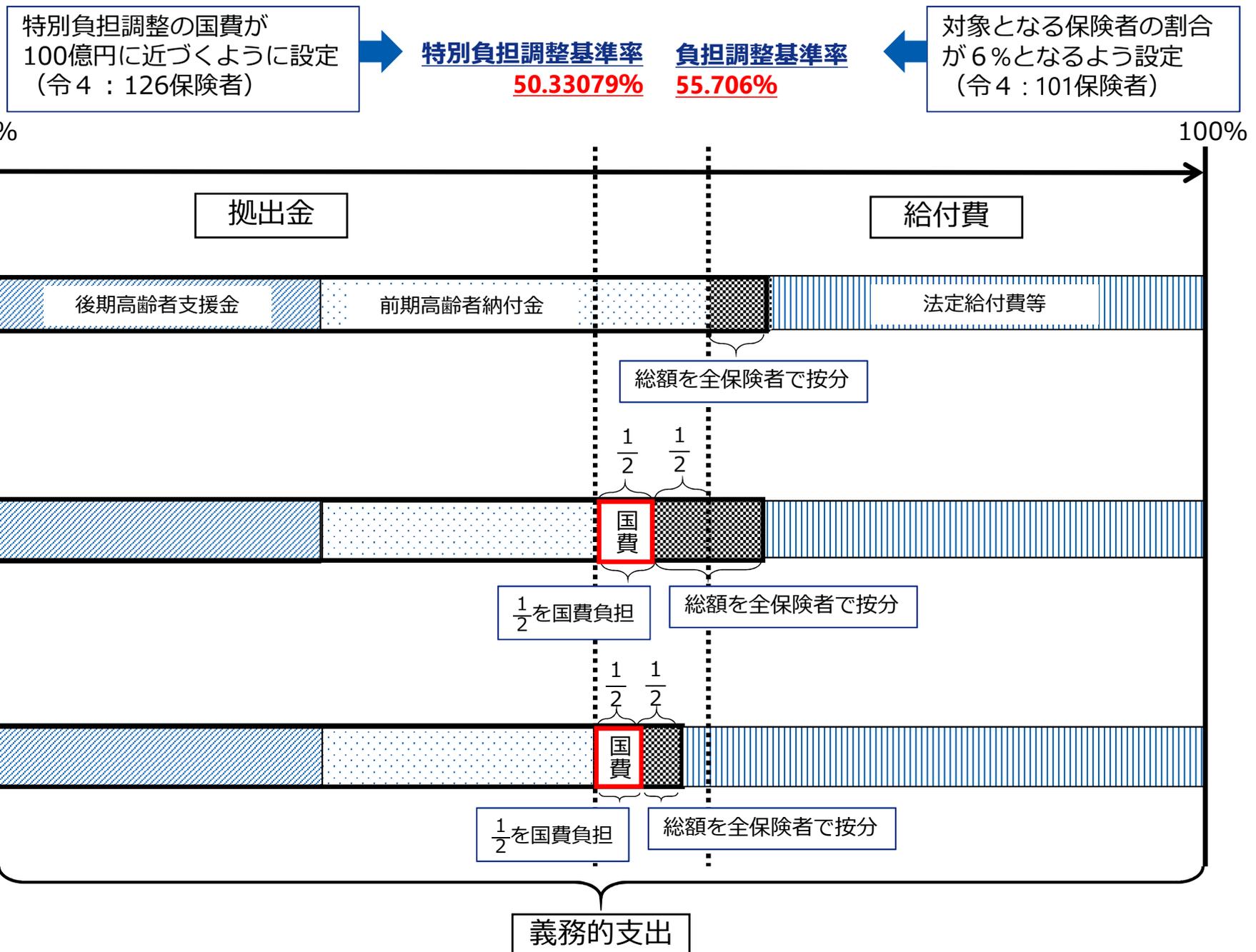
## 2. 特別負担調整

※ H29に新たに導入した仕組み

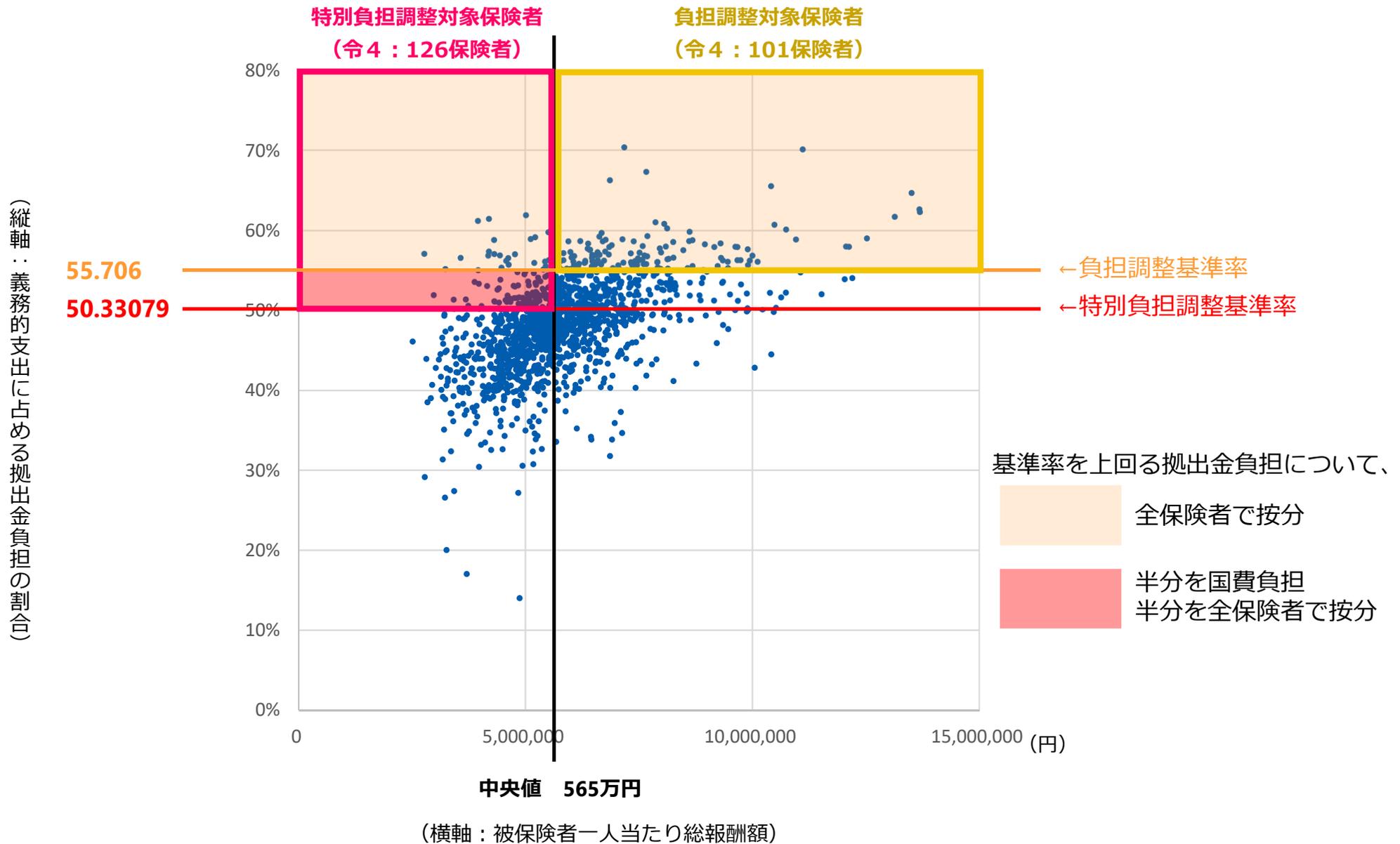
- 財政力の弱い保険者（被保険者一人当たり総報酬額が中央値未満）に限って、国費（予算額100億円）も投入しつつ、拠出金負担を更に軽減。
- **負担調整を拡大し、半分を国費負担・半分を全保険者で按分**する仕組み。

	対象となる保険者の割合	対象となる要件 （「拠出金／義務的支出」の割合）
負担調整	6.01%	55.706%
特別負担調整	7.50%	50.33079%

# 負担調整・特別負担調整の対象要件（負担調整基準率・特別負担調整基準率）



# 負担調整・特別負担調整の対象範囲



※ 令和4年度概算賦課ベース。

※ 義務的支出に占める拠出金負担の割合が80%以上の保険者については記載を省略している。

# 健康保険組合間の共助の仕組みについて

## 交付金交付事業

健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拋出金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、会員である健康保険組合に対する交付金の交付の事業を行うものとする。

(健康保険法附則第2条第1項)

## ○財 源

調整保険料（各健保組合の財政状況に応じ、各健保組合ごとに設定。現在の基本調整保険料率は1.3%）

## ○事 業

### ・高額医療交付金事業

高額な医療費が発生した健康保険組合の財政的な影響を緩和するために交付金を交付

### ・組合財政支援交付金交付事業

医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに各拋出金の納付に係る財政の負担を軽減することが必要である健保組合に対して交付金を交付

# 被用者保険者への国からの支援について

	高齢者医療運営円滑化等補助金			(参考) 特別負担調整 (高齢者医療特別負担調整交付金)
	(既存分)	(新規分)		
予算額	120.4億円	600億円(※1)		100億円
開始年度 ・概要	<p>&lt;平成2年度から&gt; 被用者保険の拠出金負担増の緩和を図ることを目的として、総報酬に占める前期高齢者納付金の割合(所要保険料率)が重い保険者に対して負担軽減を行う。(※2)</p> <p style="text-align: center;">〔前期高齢者納付金負担の軽減措置〕</p>	<p>&lt;平成27年度から&gt; 団塊世代が前期高齢者に到達することにより、前期高齢者納付金が増加することが見込まれることから、納付金負担が過大となる保険者の負担を軽減するため、前期高齢者納付金負担の伸びに着目した負担軽減を行う。</p>		<p>&lt;平成29年度から&gt; 拠出金負担が、義務的支出(※3)に比べ過大な保険者の負担を全保険者で按分する仕組みを拡大し、拡大部分に国費を一部充当して負担軽減を行う。</p> <p>〔拠出金負担(前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金)の軽減措置〕</p>
対象組合数	991組合(健942、共49)(※4)			126組合(健122、共4)
助成額	120.4億円(226組合)	526.7億円(813組合)	72.7億円(190組合)	100億円
助成要件	<p>(既存分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要保険料率が健保組合平均(1.63約%)の1.1倍以上、かつ、</li> <li>・被保険者一人当たり総報酬額が健保組合平均(578.6万円)未満の保険者を対象とする。</li> </ul> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.3倍～ 51%助成</li> <li>・1.2倍～1.3倍 21%助成</li> <li>・1.1倍～1.2倍 約2.34%助成</li> </ul> <p>〕</p>	<p>(新規分:平成27年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者一人当たりの前期高齢者納付金について、団塊世代の前期高齢者への移行前の平成23年度から令和4年度への伸び率が大きい保険者に対し、伸び率に応じて助成する。</li> </ul> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.5倍～ 80%助成</li> <li>・2.0倍～2.5倍 60%助成</li> <li>・1.5倍～2.0倍 40%助成</li> <li>・1.35倍～1.5倍 20%助成</li> <li>・1.2倍～1.35倍 約10.17%助成</li> </ul> <p>〕</p>	<p>(急増分:令和元年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者一人当たりの前期高齢者納付金について、令和3年度から令和4年度(単年度)又は令和2年度及び令和3年度の平均値(2年平均)から令和4年度への伸び率に応じて助成する。</li> </ul> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.0倍～ 80%助成</li> <li>・1.5倍～2.0倍 60%助成</li> <li>・1.1倍(又は、2年平均で1.05倍)～1.5倍 40%助成</li> </ul> <p>〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務的支出に占める拠出金負担の割合が55.706%以上の保険者については、その過大な負担分を全保険者で按分し、</li> <li>・それに加えて、被保険者一人当たり総報酬額が被用者保険者全体の中央値未満の保険者に限り、50.33079%以上55.706%未満である部分の2分の1を国庫補助し、残りの2分の1部分を全保険者で按分する。</li> </ul>

(※1) 旧臨給(指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う助成事業)7.3億円を含む。

(※2) 平成29年度から被用者保険者の後期高齢者支援金の全面総報酬割が導入されたことから、所要保険料率の算出については前期高齢者納付金のみを対象としている。

(※3) 法定給付費等+後期高齢者支援金+前期高齢者納付金

(※4) 既存分・新規分(伸び率)・急増分それぞれで対象となっている保険者がいるため、重複を考慮すると991組合となる。